

滋賀県制度融資のご案内

政策推進資金(事業継続・新事業促進枠)

経営基盤の強化に向け、事業継続力強化、新規性を有する技術・ノウハウの新規開発や事業化、新商品・新役務の開発や提供、事業の多角化や新たな事業分野への進出を図る県内の中小企業の皆さんを応援するため、事業計画を作成し、その実施に必要な資金にご利用いただける融資制度を設けています。ぜひご活用ください。

資金使途 (※1)	中小企業者等が、事業継続力強化、新規性を有する技術・ノウハウの新規開発や事業化、新商品・新役務の開発や提供、事業の多角化や新たな事業分野への進出を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図るに際して必要な資金
融資対象者 (※2)	<p>次のいずれかに該当する者</p> <p>①中小企業等経営強化法第14条第1項の経営革新に関する計画の承認を受けてその計画を実施する特定事業者</p> <p>②中小企業等経営強化法第17条第1項の経営力向上に関する計画の認定を受けてその計画を実施する特定事業者等</p> <p>③中小企業等経営強化法第56条第1項の事業継続力強化計画の認定を受けてその計画を実施する中小企業者、協同組合等</p> <p>④中小企業等経営強化法第58条第1項の連携事業継続力強化計画の認定を受けてその計画を実施する中小企業者、協同組合等</p> <p>⑤中小企業等経営強化法第52条第1項の先端設備等導入計画の認定を受けてその計画を実施する中小企業者、協同組合等</p> <p>⑥滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画の認定を受けた中小企業者、協同組合等で当該計画に基づく研究開発やその成果を事業化しようとするもの</p> <p>⑦事業の多角化や新たな事業分野への進出を行う中小企業者、協同組合等</p> <p>※⑦については、現在の事業と異なる事業（日本標準産業分類表の「細分類」が異なる事業）に進出しようとする者もしくは新たな事業に進出後1年以内の者で、新事業進出にかかる事業計画を作成し、その計画を実施する者</p> <p>⑧事業基盤を県内に維持しつつ、海外で事業展開を図る中小企業者、協同組合等</p>
融資限度額 (※3)	融資対象者①～⑥の場合、2億円（協同組合等の場合は、4億円） 融資対象者⑦、⑧の場合、1億円
融資利率 (※4)	年1.25%
信用保証料 (※5)	<p>必要に応じて保証協会の保証つき</p> <p>融資対象者①～④の場合、保証料率 年0.77%～1.06%</p> <p>融資対象者⑤の場合、保証料率 年0.77%</p> <p>融資対象者⑥、⑦の場合、保証料率 年0.45%～1.90%</p> <p>融資対象者⑧の場合、保証料率 年0.39%～1.84%</p> <p>（海外投資関係保険利用の場合、1.11%）</p>
融資期間 (※6)	10年以内（据置2年以内）
担保・保証人 (※7)	必要となる場合あり（ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。）
受付機関	各商工会議所・各商工会・滋賀県産業支援プラザ・中小企業団体中央会 (融資対象者⑥については、滋賀県産業支援プラザ)
取扱金融機関	滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行、滋賀中央信用金庫 長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、滋賀県信用組合 滋賀県民信用組合、商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合 滋賀県信用農業協同組合連合会

※1 融資対象となる設備について、借入申込時に所要資金の30%以上の支払いがされていないこと。

※2 農林水産業、金融・保険業、公務（公的機関）、学校法人、政治・経済、文化団体、宗教等、滋賀県信用保証協会の保証の対象外業種を除きます。

※3 融資限度額内であれば、同一年度内の複数回の利用が可能です。

※4 融資利率は、今後の金融情勢等により変更することがあります。

※5 有担保の場合は0.1%の割りがあります。

※6 融資期間は1年以上となります。

※7 申込者が法人の場合は、一定の要件を満たし、保証料を上乗せすることにより、経営者保証の非提供を選択できることがあります。
このときの保証料負担率等は、「事業者選択型経営者保証非提供制度要綱」等を参照ください。

（特記事項）上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。

また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、ご希望に添えない場合があります。

政策推進資金(事業継続・新事業促進枠) 融資の流れ

融資を希望される場合は、商工会・商工会議所・産業支援プラザ・中小企業団体中央会にお申し込みください（ただし、融資対象者⑥は産業支援プラザのみ）。

【融資対象者①の場合は、事業継続力強化計画の認定が前提】

【融資対象者②の場合は、連携事業継続力強化計画の認定が前提】

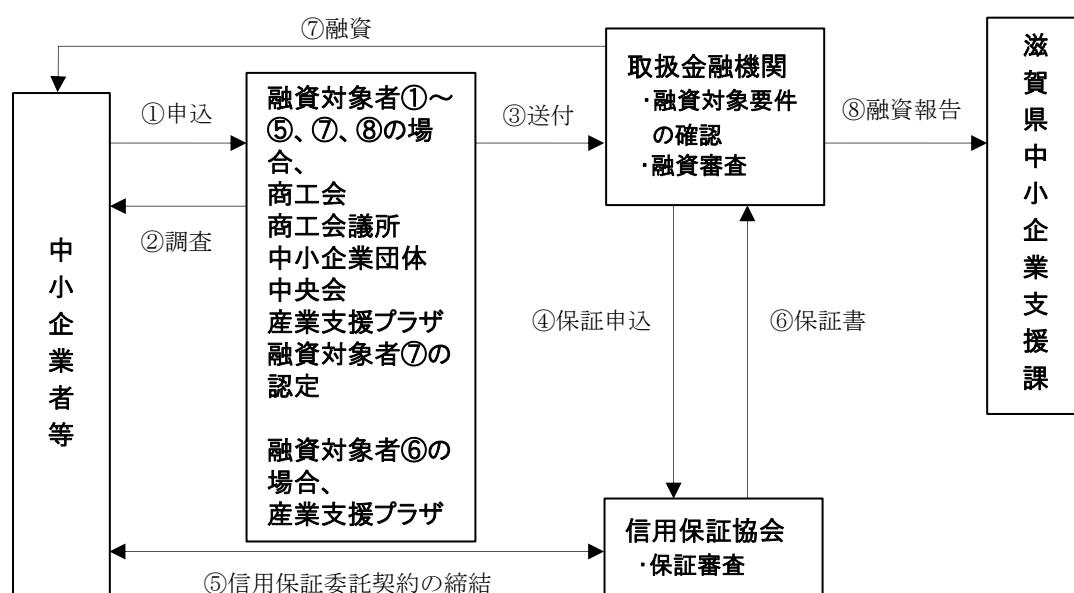
【融資対象者③の場合は、経営革新計画の承認が前提】

【融資対象者④の場合は、経営力向上計画の認定が前提】

【融資対象者⑤の場合は、先端設備等導入計画の認定が前提】

【融資対象者⑥の場合は、滋賀の新しい産業づくりチャレンジ計画の認定が前提】

【融資対象者⑦の場合は、受付機関で融資対象者を認定】



滋賀県では「滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を制定し、中小企業の活性化を推進しており、この事業も、条例に基づき実施される中小企業活性化施策の一つです。

しが金融ホットライン

融資に関するご相談など
中小企業の皆様の声をお聞きします！
また、県の融資制度等について
具体的な内容等をご説明します！

電話番号：077-528-3732

※留意事項

○県が所管している融資制度等以外のご相談につきましては、内容に応じて、関係機関等を紹介させていただくことがあります。

○苦情等につきましては、お聞きした内容を今後の対応に反映させていただくほか、必要に応じ、関係機関へ情報提供や他機関の紹介をさせていただくことがあります。

なお、個別のトラブル等につきましては、あっせん・仲介・調停を行うことはできませんので、ご了承ください。

お問い合わせ先

滋賀県 商工観光労働部 中小企業支援課 金融支援係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3732

FAX：077-528-4871